

《医療費助成制度のご案内》

2023年12月現在

70歳未満の方の高額療養費

月単位の自己負担限度額（円）

健保：標準報酬月額 83万円～ 国保：年間所得 901万円～	ア	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% 多数該当：140,100円
健保：標準報酬月額 53～79万円 国保：年間所得 600～901万円	イ	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% 多数該当：93,000円
健保：標準報酬月額 28～50万円 国保：年間所得 210～600万円	ウ	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% 多数該当：44,400円
健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：年間所得 210万円以下	エ	57,600円 多数該当：44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円 多数該当：24,600円

- ・あらかじめ保険者に申請し限度額適用認定証の発行を受けることにより、窓口でのお支払いが上記の自己負担限度額までとなります。(当院にて、オンライン資格確認システムで確認できる場合は認定証の提示は不要です)
- ・同一世帯(同一保険)で複数、同月に(人・病院・歯科・入院・外来ごとに分け、それぞれ)21,000円以上の負担がある場合は、合算し自己負担限度額を超えた際には払い戻し手続きがあります。
- ・年間所得とは、収入から必要経費(給与所得控除や年金控除)を引き、さらに基礎控除(33万円)を引いた金額を世帯(国保加入者に限る)で合算した年額です。

70歳以上の方(65歳以上の後期高齢者医療の方)の高額療養費

月単位の自己負担限度額（円）

区 分			A: 外来(個人)	B: 入院+外来(世帯)
現役並み所得者 (3割負担)	標準報酬月額 83万円～ 課税所得 690万円～	現役Ⅲ	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% 多数該当：140,100円	
	標準報酬月額 53～79万円 課税所得 380万円～	現役Ⅱ	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% 多数該当：93,000円	
	標準報酬月額 28～50万円 課税所得 145万円～	現役Ⅰ	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% 多数該当：44,400円	
一般課税の世帯			18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 多数該当：44,400円
住民税非課税世帯		区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

- ・現役並み所得者で現役Ⅰ・Ⅱ及び住民税非課税世帯に該当する方は、あらかじめ保険者に申請し限度額適用認定証の発行を受けることにより、窓口でのお支払いが上記の自己負担限度額までとなります。(当院にて、オンライン資格確認システムで確認できる場合は認定証の提示は不要です)
- ・外来・入院ともにそれぞれA・Bの金額を上限として、お支払いいただきます。
同月にA・Bの金額を超えて支払った場合には、約3ヵ月後に払い戻しがあります。
- ・同一世帯(同一保険)において、同月に(病院・歯科・薬局等の区別なく合算し)Bの金額を超えて支払われた場合は、払い戻し手続きがあります。
- ・課税所得とは、前年の総所得金額および山林所得、株式の配当所得、土地・建築等の譲渡所得金額等の合計から、基礎控除(33万円)および、社会保険料控除などの各種控除額を差引いた額のことです。
- ・食事代や差額ベッド代、保険診療対象外の医療費などは高額療養費には含まれません。
- ・総医療費とは、保険適用される診察等の費用の総額(10割)です。
- ・多数該当とは、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降をいいます。
- ・70歳未満の方と70歳以上(後期高齢者医療受給者は除く)の方が同一世帯(同一保険)の場合は、世帯全体で70歳未満の方の限度額を適用します。
- ・住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証の手続きが必要です。